青森市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十六年条例第二十九号)の 一部改正【第四条関係】

新旧対照表

改正後	改正前	根拠省令
(他の施設の職員又は設備を兼ねるときの基準)	(他の施設の職員又は設備を兼ねるときの基準)	
第八条 幼保連携型認定こども園においては、その運	第八条 幼保連携型認定こども園においては、その運	【インクルーシブ保育】
営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定	営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定	
こども園の職員	こども園の職員(<u>園児の保育に直接従事する職員を</u>	
の一部を他の学校又は社会福祉施設の職員	除く。) の一部を他の学校又は社会福祉施設の職員	
に兼ねさせることができる。	に兼ねさせることができる。	
2 前項の規定は、園児の保育に直接従事する職員に	[追加]	【インクルーシブ保育】
ついては、適用しない。ただし、他の社会福祉施設		
の職員に兼ねる場合であって、その行う保育に支障		
がない場合は、この限りでない。		
3 幼保連携型認定こども園においては、その運営上	2 幼保連携型認定こども園においては、その運営上	【インクルーシブ保育】
必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こど	必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こど	
も園の設備	も園の設備 <u>(乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又</u>	
の一部を他の学校、社会福祉施設等	<u>は便所を除く。)</u> の一部を他の学校、社会福祉施設等	
の設備に兼ねさせることができる。	の設備に兼ねさせることができる。	
4 前項の規定は、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯	[追加]	【インクルーシブ保育】
室又は便所については、適用しない。ただし、他の		
社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、その行		
う保育に支障がない場合は、この限りでない。		
(業務継続計画の策定等)		
第八条の二 幼保連携型認定こども園の設置者は、感	[追加]	【業務継続計画の策定等の努力義務化】

7. 7. 1/2	-1	
改正後	改正前	根拠省令
染症や非常災害の発生時において、園児の教育及び		
保育を継続的に実施するため、並びに非常時の体制		
で早期の業務再開を図るための計画(以下この条に		
おいて「業務継続計画」という。)を策定し、当該業		
務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めな		
<u>ければならない。</u>		
2 幼保連携型認定こども園の設置者は、職員に対		【業務継続計画の策定等の努力義務化】
し、業務継続計画について周知するとともに、必要		
な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなけ		
<u>ればならない。</u>		
3 幼保連携型認定こども園の設置者は、定期的に業		【業務継続計画の策定等の努力義務化】
務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続		
計画の変更を行うよう努めるものとする。		
	(懲戒に係る権限の濫用禁止)	
第十一条 削除	第十一条 園長は、児童福祉法第四十七条第三項の規	【懲戒に係る関連条項の削除】
	定により懲戒に関し園児の福祉のために必要な措置	
	<u>をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等そ</u>	
	の権限を濫用してはならない。	
(職員の数等)	(職員の数等)	
第十六条 〔略〕	第十六条 〔略〕	【みなし看護師等の配置要件の撤廃】
2~6 [略]	2~6 [略]	
7 第四項第一号に定める者については、当分の間、	[追加]	
一人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務		

改正後	改正前	根拠省令
する保健師、看護師又は准看護師(以下この項及び		
次項においてこれらを「看護師等」という。) をもっ		
て代えることができる。ただし、満一歳未満の園児		
<u>の数が四人未満である幼保連携型認定こども園に</u>		
ついては、子育てに関する知識と経験を有する看護		
<u>師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに</u>		
当たって同号に定める者による支援を受けること		
ができる体制を確保しなければならない。		
8 前項の場合において、当該看護師等は補助者とし	[追加]	【みなし看護師等の配置要件の撤廃】
て従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従		
事してはならない。		
<u>附則</u> [略]		
※青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定		
める条例の一部改正【第六条関係】新旧対照表にまと		
めて記載		